

資料編

高齢者保健福祉計画

《いわき市介護保険運営協議会 委員名簿》

(敬称略)

区分	氏名	所属機関
学 識 経験者	佐々木 達雄	東日本国際大学
	菊池 真弓 (○)	いわき明星大学
保健医療 関係者	山内 俊明 (◎)	いわき市医師会
	中里 孝宏	いわき市歯科医師会
	長谷川 祐一	いわき市薬剤師会
	澄川 洋一	地域リハビリテーション広域支援センター
福 祉 関係者	篠原 洋貴	いわき市社会福祉協議会
	林 清	いわき市行政嘱託員 (区長) 連合協議会
	篠原 清美	いわき市民生児童委員協議会
	佐藤 英介	福島県社会福祉協議会 老人福祉施設協議会 施設部会 いわき支部
	箱崎 秀樹	福島県老人保健施設協会 いわき連絡協議会
	樫村 恵美	いわき市介護支援専門員連絡協議会
	高橋 幸子	福島県認知症グループホーム協議会
被保険者 代表等	飯田 教郎	第1号被保険者
	前澤 裕子	第1号被保険者

※◎印＝介護保険運営協議会会長
○印＝ 〃 副会長

《計画の策定方法、計画策定の経過》

本計画は「いわき市介護保険条例」第 24 条第 1 項の規定に基づき、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表により構成される「いわき市介護保険運営協議会」において議論・検討をいただき策定したものです。

介護保険運営協議会スケジュール（平成 29 年度）

	日 時	主 要 議 題
第 1 回	平成 29 年 5 月 25 日	【報告事項】 ・地域密着型サービスの指定について ・「8つの取組みの視点」に基づく事業の実施状況について ・アンケート調査の結果について 【協議事項】 ・次期高齢者保健福祉計画の策定及び今後のスケジュールについて
第 2 回	平成 29 年 7 月 19 日	【報告事項】 ・地域密着型サービスの指定について ・平成 28 年度地域包括支援センター実績報告及び平成 29 年度事業計画について 【協議事項】 ・次期高齢者保健福祉計画の構成案について ・人口推計について ・「8つの取組みの視点」に基づく取組みの方向性（案）について
第 3 回	平成 29 年 9 月 28 日	【報告事項】 ・地域密着型サービスの指定について 【協議事項】 ・在宅介護実態調査の集計結果に基づく分析・考察について ・介護保険サービスの現状について ・サービス基盤整備の方向性について ・介護保険運営協議会スケジュールについて
第 4 回	平成 29 年 11 月 29 日	【協議事項】 ・「第 8 次いわき市高齢者保健福祉計画（素案）」について
平成 30 年 1 月 12 日～1 月 26 日		
介護保険運営協議会中間案に対する市民意見募集（パブリックコメント）の実施		
第 5 回	平成 30 年 2 月 8 日	【報告事項】 ・地域密着型サービスの指定について 【協議事項】 ・パブリックコメントについて ・「第 8 次いわき市高齢者保健福祉計画（案）」について
市長提言	平成 30 年 2 月 14 日	・協議会を代表し、会長が市長へ提言書（計画案）を提出

また、既存事業の評価や事業の統合、計画の施策体系等に関する庁内検討を行うため、関係各課等の長で構成する「市高齢者保健福祉計画推進庁内検討委員会」において、協議・検討を行いました。

庁内下部組織の検討状況

名 称	開催回数
市高齢者保健福祉計画推進庁内検討委員会	1 回

《市民意見の募集》

本計画の策定にあたり、広く市民の皆様の意見を伺うことを目的として、いわき市ホームページ・本庁、各支所情報コーナー（掲載期間平成 30 年 1 月 12 日～平成 30 年 1 月 26 日）において、介護保険運営協議会の協議内容をまとめた「素案」に対する市民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

市民意見の募集

応募人数	意見件数
4 人	19 件

《基礎調査の実施》

計画の策定にあたり、市民の実態を把握し、福祉施策等に関する意向を反映することを目的に、以下の基礎調査を実施しました。

調査名	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	介護支援専門員調査	在宅介護実態調査
調査対象人数	- 平成 29 年 1 月 1 日時点で介護認定を受けていない方、及び要支援 1・2 の認定を受けている方 9,800 人	- いわき市介護支援専門員連絡協議会会員 330 人	- 平成 29 年 1 月 1 日現在、在宅で生活する要支援・要介護者 600 人
調査客体の抽出方法	・無作為抽出	・全会員	・無作為抽出
調査方法	・アンケート（郵送配布、郵送回収）	・アンケート（郵送配布、郵送回収）	・介護認定調査員による聞き取り調査
回収数（回収率）	・6,658 件（67.9%）	・175 件（53.0%）	・530 件（88.3%）
調査期間	・平成 29 年 2 月～3 月	・平成 29 年 3 月	・平成 29 年 3 月
主な調査内容	- 現在の生活状況 - 身体の状態 - 地域での活動状況 等	- 業務を行う上での課題 - 一般高齢者福祉事業に対する評価 等	- 主な介護者が行っている介護、不安に感じられる介護 - 介護保険及び保険外の支援・サービスの利用状況 等

《用語解説》

【あ】

アセスメント

解決すべき課題を導き出すために、介護や支援を必要とする背景や要因を引き出す目的で、利用者や介護者に関する情報を収集・調査し分析すること。

一次医療（プライマリーケア）・二次医療

医療の高度化・専門化の中で、医療機関を患者の健康度に応じて分類した体制。一次医療は、住居や職場に近い診療所や保健所で行う医療で、健康について基本的なサービスを受けることができると共に、必要に応じて、二次医療機関に紹介する機能を果たす。二次医療は中級程度の病院設備を持ち、ある程度の専門医もあり、一般的な入院医療等に対応する。

インフォーマルサポート

公的機関や専門職が行うフォーマル・サービス（公式的なサービス）に対して、インフォーマル（非公式的）な関係に基づく非専門職としての家族、友人、近隣住民ボランティアなどによる援助をいう。

【か】

介護医療院

主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設（平成 30 年 4 月に新設されたサービス）。

介護給付等費用適正化事業

サービスが所定の効果を挙げているか、また、不適正・不正なサービス提供はないかと

いった 2 つの観点から、介護給付を検証し、給付の適正化を図る事業のこと。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護（要支援）者からの相談に応じて、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等を利用できるよう市町村・居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者。一般に「ケアマネジャー」と呼ばれることが多い。

介護相談員

介護サービスを利用している要介護者・要支援者宅や介護保険施設を訪ね、サービス利用者から相談を受けたり、サービスへの不満を聞き、疑問や不満を改善する途を探る等の活動を行う者。

市町村が事業主体となり、一定水準以上の研修を受けたものを派遣する。

介護報酬改定

介護保険制度で定められた介護サービスの公定単価である介護報酬について、3 年ごとに実施される見直しのこと。

平成 30 年度の介護報酬改定では、全体で 0.54% の引き上げが実施されることとなった。

介護保険施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院（介護療養型医療施設）を指す。

介護予防サービス

要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受ける者が、都道府県知事が

指定する指定介護予防サービス事業者の事業所から受ける居宅サービス。

介護予防支援

要支援者が指定介護予防サービス等の適切な利用をすることができるよう、その心身の状況、環境、本人及び家族の希望を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類、内容、これを担当する者等を定めたサービス計画を作成すると共に、そのサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者との連絡調整や、便宜の提供を行う。また、これにかかる業務の一部は居宅介護支援事業者に委託できる。

介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり長期にわたり療養を必要とする要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行う医療施設のこと。本施設については、平成 29 年度末までに廃止されることとなっていたが、廃止期限が 6 年間延長されることとなっている。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

老人福祉法に基づく老人福祉施設の一種で、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の著しい障害のため常時介護が必要で在宅生活が困難な寝たきり高齢者等を入所させ、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。「特養」と略称で呼ばれることもある。平成 27 年 4 月から新規入所の対象者が原則として要介護 3 以上となった。

介護老人保健施設

入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下で、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設。介護保険法に基づいて都道府県知事の許可を受け設置される。

看護小規模多機能型居宅介護

居宅要介護者を対象とした、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせることにより提供されるサービス。医療ニーズの高い高齢者を、在宅で支えていくための基盤強化のためにつくられたもので、地域包括ケアの要のひとつとして位置づけられている。

管理栄養士

厚生労働大臣の免許を受け、傷病者に対する療養の為に必要な栄養指導や特定給食施設において利用者の栄養状態等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とするもの。

協議体

地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的とした、定期的な情報共有及び連携強化の場。

共助

制度化された相互扶助のこと。医療、年金、介護保険、社会保険制度など、被保険者による相互の費用負担（保険料）で成り立つ。

協働

ある共通の目的に対し、複数の個人や集団が協力して目標達成をめざしていく関係。

居宅サービス

要介護認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受ける者が、都道府県知事が

指定する指定居宅サービス事業者の事業所から受ける居宅サービス。

居宅介護支援

在宅の要介護者が指定居宅サービス等の適切な利用をすることができるよう、その心身の状況、環境、本人及び家族の希望を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類、内容、これを担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成すると共に、そのサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者との連絡・調整や、便宜の提供を行い、本人が介護保険施設への入所を必要とする場合には、施設への紹介やその他の便宜の提供を行うこと。

こうした居宅介護支援を行う事業を、居宅介護支援事業という。

グループワーク

精神機能を維持したり、日常生活での関心を高めさせたり、他の人々とのコミュニケーションを深めるための集団療法的技法。

ケアプラン

心身の状況等に応じて、受けるサービスを組み合わせる計画。介護保険制度下の居宅サービス計画と施設サービス計画、介護予防に関するサービス計画が含まれる。

ケアマネジメント

対象者の社会生活上での複数のニーズを充足させるために、適切な社会資源と結びつける手続きの総体。機能としては、アセスメント、ケアプランの作成・実施、継続的な見守りと事後評価がその中核である。

ケアマネジャー

(介護支援専門員を参照)

軽費老人ホーム

家庭環境や住宅事情などにより、自宅での生活が困難な低所得の 60 歳以上高齢者が利用できる施設。A 型、B 型及びケアハウスがあり、そのうち A 型は食事サービスを受けることができ、B 型は基本的に自炊。

また、自炊ができない程度に身体機能が低下した者や、高齢により独立して生活することに不安な者が入所の対象となる施設としてケアハウスがある。

ケースワーカー・ケースワーク

社会福祉法第 15 条の規定により福祉事務所に置かれる現業員の通称。生活保護、障害者、児童、高齢者の相談や援助業務（ケースワーク）を行う。民間の病院や施設の相談担当職員もケースワーカーと呼ばれることがある。

健康寿命

健康寿命とは、心身ともに自立し、健康的に生活できる期間、健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間。

健康推進員

健康をテーマに活動するボランティア。保健衛生思想の普及、市民の健康状態を把握し、自主的保健活動の推進を図ること、市が行う保健事業への協力などを行う。

言語聴覚士

音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門職。

高額介護サービス費

介護保険において、要介護者が 1 か月に支払った介護サービス費用の利用者負担額（1 割～3 割）が、世帯の合計額で一定の上限額

を超えた場合に支給される介護給付のこと。支給要件や支給額については、負担額が家計に与える影響を考慮して政令で定められている。要支援者に対しては、高額介護予防サービス費が支払われる。

高齢化社会、高齢社会、超高齢社会、 高齢化率

総人口に占める高齢者人口の割合を高齢化率といい、国連の定義では、高齢化率が7%を超すと高齢化社会、14%を超すと高齢社会、21%を超すと超高齢社会という。ちなみに、わが国はすでに超高齢社会となっている。

互助

家族・友人・クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士や地域コミュニティで助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合うこと。

相互に支え合うという意味では「共助」と共通するが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的な支え合いであり、親しいお茶飲み仲間づくりや住民同士のちょっとした助け合い、自治会など地縁組織の活動、ボランティアグループによる生活支援、NPO 等による有償ボランティアなど幅広い様々な形態が想定される。

孤独死

みとる人もなく一人きりで死ぬこと。「孤立死」と表現することもある。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会。共同体。

【さ】

サービス付き高齢者向け住宅

厚生労働省と国土交通省の共管制度として創設された、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅制度のこと。

「サ高住」という略称を用いることもある。

財政安定化基金

市町村介護保険財政の安定化を図り、その一般会計からの繰り入れを回避することを目的として、国・都道府県・市町村が各々3分の1ずつを拠出して都道府県に設置する基金。市町村の拠出金は、第1号被保険者の保険料を財源とする。仮に実績保険料収納額が予定保険料収納額を下回ったり、保険給付額が見込みを上回るなどして、介護保険会計に財政収支上の不均衡が生じた場合、基金から一定割合の交付や資金貸付が行われる（介護保険法第147条）。

作業療法士

作業療法を行う専門職。作業療法とは、身体または精神に障害のある者を対象に、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復や維持、及び開発を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせる治療方法のこと。

自助

自分で自分を助けること。住み慣れた地域で暮らすために、市場サービスを自ら購入したり、自らの健康に注意を払い介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に自身の生活課題を解決することを指す。

施設サービス

要介護認定を受けた被保険者が、都道府県知事が指定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院（介護療養型医療施設）から受けるサービス。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、地域の福祉推進、向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された公共性・公益性の高い民間福祉団体。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいがある、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者。地域包括支援センターにおいて、主に総合的な相談・権利擁護業務を行う。

収納率

納付されるべき金額に対する実際に納付された金額の割合。

主任介護支援専門員

介護支援専門員として、一定期間の実務経験を有し、主任介護支援専門員研修を受講し、実施してきたケアプランについて一定の評価を受けた者。地域包括支援センターにおいて、主に介護支援専門員への相談支援などを行う。主任ケアマネジャーともいう。

ショートステイ（短期入所生活・療養介護）

在宅で介護を受けている人が一時的に介護老人福祉施設などに入所して、日常の世話を受けるサービス。また、このサービスは介護者の負担を軽減するという側面もある。

審査支払手数料

介護保険給付に係る保険者の事務を軽減し介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査・支払を国民健康保険団体連合会（国保連）へ委託し、その対価として保険者が国保連に対して支払う手数料のこと。

スキル（スキルアップ）

訓練や経験等によって得られる特殊な技能や技術のことであり、スキルアップとは、その技能や技術が向上することを指す。

生活習慣病

生活習慣が豊かになったことに関連して発生する病気の総称で、高血圧、糖尿病、がん、心臓病、脳卒中などの病気をいう。

以前は成人病と呼ばれていたが、これらの病気の発症を防ぐためには生活習慣を変える必要があるため、このような呼称が提唱されたと考えられる。ここでの生活習慣とは、食生活、飲酒、喫煙、運動などが含まれる。

成年後見制度

契約における判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）について、その能力を補充するために代理人等を定め、不利益を被ることを防ぐための制度。

【た】

地域支援事業

介護保険法により創設された地域包括支援センターを中核として実施される、高齢者が「要支援・要介護状態」になることを予防するためのサービスや「要支援・要介護状態」となっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。

平成 26 年度の介護保険制度改正により、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」が創設され、これまで予防給付の中でサービスが提供されていた介護予防訪問介護・介護予防通所介護が地域支援事業に移行された。

地域福祉

地域社会において、地域住民のもつ問題を解決したり、また、その発生を予防するための社会福祉施策とそれに基づく実践のこと。地域福祉の概念はとらえ方、立場の違いで人によってさまざまな見解があり、必ずしも定まっているとはいえないが、在宅福祉サービスや地域組織化を具体的内容としている点では共通している。地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の連帯によって解決を図ろうとする点が地域福祉の特徴と言える。

地域包括ケアシステム

高齢者がいきいきとした生活を送ることができるよう、また、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた家庭や地域で安心して生活を送れるように、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、地域全体で高齢者を支援するための仕組みのこと。

本計画においては、この地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進が重要な課題となっている。

地域密着型介護予防サービス

要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受ける者が当該市町村の長が指定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業所から受けるサービス。

地域密着型サービス

要介護・要支援認定を受けた被保険者が当該市町村の長が指定する指定地域密着型サービス事業者の事業所から受けるサービス。

中山間地域

平成 2 年の「農林統計に用いる地域区分の改定について」（農林水産省統計情報部長通達）により、従来の「経済地帯」に代えて新たに導入された「農業地域類型」に基づく新区分の一つ。

新しい地域区分は、第一次分類指標として土地利用の側面（宅地率、耕地率、林野率等）から、①都市的地域、②平地農村地域、③中間農業地域、④山間農業地域に 4 区分するが、中山間地域は③と④を合わせたもので、一般に人口減少率・高齢者率・耕作放棄地割合が高い。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

「居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護を行うとともに、看護を行うこと」、あるいは、「居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、介護を行うこと」のいずれかに該当するサービスを指す。

デイケア（通所リハビリテーション）

日帰りで通い、利用者の心身の機能維持回復を図る理学療法、作業療法、言語療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスのこと。

デイサービス（通所介護）

自立した日常生活を営めるようにデイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供や機能訓練などを日帰りで受ける介護サービスのこと。

【な】

認知症サポーター

地域で認知症の人が困っているときに手

助けしたり、気になる高齢者を見かけたときに民生児童委員らに情報を伝えたりするなどの役割を務める人々のこと。

厚生労働省が平成 17 年度に始めた「認知症を知り地域をつくる 10 カ年キャンペーン」の一環として養成がすすめられている。

認知症サポーター養成講座の受講によって認知症サポーターの資格を得ることができ、その証として「オレンジリング」（腕につける、ゴム製の輪）が配布される。

平成 29 年 12 月末時点で、認知症サポーター数は全国で約 983.6 万人となった。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護保険サービス提供指定事業者としての指定を受け、少人数の認知症高齢者が専門スタッフの介護を受けながら共同生活をおくるための、個室と共用スペースをもつ小規模施設。

【は】

被保険者（介護保険の被保険者）

市町村又は特別区の区域内に住所を有する 65 歳以上の者を第 1 号被保険者、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者を第 2 号被保険者という。

標準的居宅サービス

介護保険法定サービスのうち、訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・居宅療養管理指導・短期入所生活介護・短期入所療養介護・福祉用具貸与。

フレイル

以前は「虚弱」等と表現されてきた、健康な状態と日常生活でサポートが必要な状態（要介護等）との中間にある状態について、日本老年医学会では「フレイル」と表現を改

めた。

厚生労働省研究班の報告書「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」（平成 27 年度）によれば、フレイルとは「加齢とともに、心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」と定義されている。

保健師

保健指導に当たる専門職。地域住民に病気の予防や健康に関するアドバイスや指導、訪問活動などに従事する者。地域包括支援センターにおいて主に、介護予防事業のマネジメントなどを行う。

【や】

有料老人ホーム

老人福祉法第 29 条の規定に基づき、高齢者を入居させ、入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供またはその他の日常生活上必要な便宜（厚生労働省令で定めるもの）の供与をするサービスを提供する施設であって、老人福祉施設等でないもの。

ユニバーサルデザイン

製品、設備、施設、サービスなどを、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が使いやすいようにするデザインのこと。現在あるバリアを取り除く意味で使われるバリアフリーデザインとは区別して使われることが多い。

養護老人ホーム

老人福祉法に規定する老人福祉施設の一つ。65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を

受けることが困難な者を入所させて、養護することを目的とする施設。

【ら】

ライフスタイル

行動様式や価値観、暮らしぶり、習慣などを含む生活様式。

ライフステージ

年齢にともなって変化する生活段階のこと（年代別の生活状況）。人間の一生における出生から、就学、就職、結婚、出産、子育て、退職など、人生の節目によって生活様式が変わることや、これに着目した考え方を指す。

リビングウィル

病などによって正しい判断ができなくなった場合に備えて、自分の望む形で最期を迎えられるよう、延命治療に関する要望などの意思をあらかじめ表示しておくための書面。

理学療法士

理学療法を行う専門職。

理学療法とは、疾病や身体の障がいにより低下した身体的機能の改善・回復をはかり、障がい者の運動、動作能力を高め自立を促すことを目的とする治療方法のこと。

リハビリテーション

心身に障がいをもつ者の人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。リハビリテーションには、医学的、心理的、職業的、社会的分野等があるが、実際にリハビリテーションを行う場合にはそれら諸技術の総合的推進が肝要といわれている。

レスパイト

レスパイト（respite）とは、「休息」、「息抜き」、「小休止」などを意味する言葉。

レスパイトケアとは、在宅介護の要介護状態の方（利用者）が、福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとることができるようにする支援のことを言う。

老人福祉センター

老人福祉法に規定する老人福祉施設の種類。地域の老人に対して、各種の相談に応じると共に、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための利用施設。

【アルファベット】

GPS（Global Positioning System）

全地球測位システム。衛星を利用し、地上にある受信機の位置をはかるカーナビゲーション等に使われるシステム。

携帯できる大きさのGPS機器もあり、認知症の方に持たせることで、緊急時（行方が分からなくなったときなど）の位置の把握などにも活用されている。

IADL（Instrumental Activities of Daily Living）

ADL（日常生活動作）のうち、BADL（基本的日常生活動作；排泄・食事・就寝等）・移動動作の次の段階にある、買い物・料理・掃除等日常生活上の複雑な動作のことを言う。ここには、金銭の管理、服薬の管理、趣味の活動、公共交通機関の利用、車の運転、電話をかけるなどの動作も含まれる。

ICT（Information and Communication Technology）

情報通信技術の略で、情報や通信に関連する科学技術の総称。

NPO法人

平成 10 年施行の「特定非営利活動促進法（NPO 法）」により法人格を認証された民間非営利団体。法律上は「特定非営利活動法人」と呼ばれる。

高齢者の生活を地域で支える地域包括ケアシステムにおいて、生活支援等の重要な担い手として注目されている。

PDCAサイクル

計画(Plan)を実行 (Do) し、評価 (Check) して改善 (Act) に結びつけ、その結果を次の計画に活かすというプロセスを通じて、品質・業務改善を推進するマネジメント手法のこと。

QOL (Quality Of Life)

クオリティ・オブ・ライフ (QOL) とは、ひとりひとりの人生の質や生活の質などを意味する言葉である。個々人の生活がどの程度充実したものになっているかという指標としての意味も持ち、健康状態や、人間関係、生きがい、住環境など様々な観点から評価される。



いわき市

創りたい ゆたかな明日、 伝えたい 誇れるいわき。